

中宮皇子爲中宮、大納言伊通女、○節略

〔續世繼男山〕同延○保

七年元年永治十二月七日御とし三にて位ゆづり申させ給ふ禪、中略、受

おどな

にならせ給ふまゝに御ありさま玄かるべきさきの世の御ちぎりと見え給へり、攝政殿の御おとゝの左のおとゞ○藤原女御子多たてまつらせ給て、皇后宮にたち給ひぬ、なほたらすやおぼしめすらむ、院羽○島より御させさせ給て、大宮大納言○藤原のむすめ子○星關白○藤原忠通殿の御子とて、此の政所妻宗子の御せうとのむすめなれば、御子にし奉り給ふ、御かたぐ花々といそみがほなるべし、との、あに○忠通おとうと長賴の御なかよくもおはしまさねば、宮もいとゞへだておほかるに、關白殿はうちのひとつにて、ひとへに中宮○星のみのばらせ給て、皇后宮の御かたをばうとくおはしまさけ○中うちにはきさきふたりたち給ひて、いとかたぐおほくおはするころなるべし、

〔一代要記八後堀河〕中宮藤有子帝后、太政大臣公房女、母從二位藤修子、貞應元年十月御禊女御代、同宮依女御九日入内、年九歳、七月二十日爲中宮十

入内也

中宮藤長子帝后、前關白家實公女、嘉祿二年六月十

〔增鏡北野の雪〕この入道殿實氏○藤原の御おとゝに、そのころ右大臣實雄ときこのるぞ、姫君あまたもち給へる中に、すぐれたるを○信らうたきものにおぼしかしづく、今上山○龜の女御代にいで給ふべきを、やがてそのついで、文應元年入内あるべくおぼしおきてたり、院にも御氣色たまはり給ふ、入道殿の御孫の姫君○信も、まゐり給ふべき聞えはあれど、さしもやはと出したち給ふ、いとだけき御心なるべし。○中十月廿二日○一代要記作三まゐり給ふ、ぎしきこれもいとめでたし。○中よろづの事よりも、女御○信の御さまかたちのめでたくおはしませば、上山○龜もおぼしつきにたり。○中ほせもなく、○弘長元年二月八日、后立ちおりしかば、おとゞ心ゆきておぼさるゝ事かぎ